

会 議 録

会議の名称	令和4年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第1回）
開催日	令和4年8月9日（火）
開催時間	午後1時30分 開会 ・ 午後2時40分 閉会
開催場所	白岡市役所4階 特別大会議室
議長の氏名	佐々木 操
出席者の氏名・ 出席者数	<p>【委員】</p> <p>(1号) 稲垣 操 宇治田 忠昭 木村 敏博</p> <p>(2号) 北村 秀和 野本 順一</p> <p>(3号) 佐々木 操 松本 利明 青木 淳一</p> <p>(4号) 山岸 功一</p> <p style="text-align: right;">9名</p> <p>【市長】</p> <p>藤井 栄一郎</p>
欠席者の氏名・ 欠席者数	<p>(1号) 寺井 純子（辞任）</p> <p>(2号) 牧野 博司 渡邊 昇子</p> <p>(3号) 矢島 静江</p> <p>(4号) 脇ノ園 明子 廣瀬 実</p> <p style="text-align: right;">6名</p>
出席職員の氏名 (事務局)	<p><司会></p> <p>健康福祉部長 鳴崎 徹</p> <p><説明員></p> <p>保険年金課 課長 野本 加代子</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主幹 田口 明雄</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主査 山岸 小依</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主査 田林 清香</p> <p>税務課徴収管理担当主査 森島 直希</p>
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 令和3年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について</p> <p>(2) その他（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について ・ 国民健康保険税条例一部改正の専決処分について ・ 国民健康保険税の減免（コロナ減免）について

	<p>・データヘルス計画に基づく保健事業の状況について</p> <p>4 閉 会</p>
会議資料	<p>・令和3年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（案） 資料1、資料1参考</p> <p>・令和4年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案） に関する説明書 資料2</p> <p>・国民健康保険税条例一部改正の専決処分について 資料3</p> <p>・国民健康保険税の減免（コロナ減免）について 資料4</p> <p>・データヘルス計画に基づく保健事業の状況 資料5</p>
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
司会（課長）	<p>本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、藤井市長から御挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>（挨拶）</p>
司会（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、佐々木会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	<p>（挨拶）</p>
司会（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長でございますが、大変申し訳ございませんが、公務のため、ここで退席させていただきますので、御了承を賜りますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>（職員紹介・挨拶）</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、現在の出席委員の数は、9名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、次第の「3議事」に移ります。</p> <p>なお、本日の会議資料は、事前に郵送させていただきました「次第」、</p>

	<p>「資料1～5」、「委員名簿」でございますが、埼玉県国民健康保険団体連合会から提供されました「国民健康保険の概要」及び「埼玉の国保」につきましても、本日手元に置かせていただいておりますので、併せて御確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第5条第1項の規定により「会長がその議長となる。」とされておりますので、佐々木会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐々木会長よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、本日の会議は新型コロナ対策の一環として、着座のまま説明・質疑をお願いするとともに、できうる限り短時間の会議となりますよう、御協力をお願いします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進行いたします。</p> <p>はじめに、諮問事項でございます「（1）令和3年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案の「令和3年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について」御説明いたします。</p> <p>お手元の資料1を御覧ください。</p> <p>資料1は、「令和3年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概況について」でございます。</p> <p>また、資料1参考については、8月25日開会の白岡市議会9月定例会に提出する予定の議案内容と同じものでございまして、「令和3年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（案）」でございます。</p> <p>それでは、御説明させていただきますので、資料1の1ページをお開き願います。</p> <p>はじめに、「被保険者の状況」について、御説明させていただきます。</p> <p>本年度を含む過去5年間の被保険者数や世帯数の推移をお示ししてございますが、被保険者数、世帯数ともに年々減少傾向となっております。なお、前期高齢者も人数自体は減少しておりますが、全体に占める割合は上昇傾向であり、特に70歳以上の被保険者につきましては、人</p>

数も増加傾向となっており、後ほど御説明させていただきますが、高齢者の増加が1人当たりの医療費が増加する要因ともなっているところでございます。令和3年度の前期高齢者率の減少はコロナ禍での社保加入者（65歳未満）の脱退が少なかったことから、相対的に前年度よりも下がった例外と考えられます。

次に2ページを御覧ください。

国保の加入・脱退における異動事由別の増減をお示ししているものでございます。

主な増減事由としては、増加については社保離脱に伴う国保への加入であり、減少については、75歳到達による後期高齢者医療制度への移行によるところでございます。

恐れ入りますが、資料の3ページ目をお開き願います。

保険給付費等の状況として、医療費の状況についてお示ししてまいります。

医療費につきましては、被保険者数の減少に比例して、年々減少傾向となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著となりました令和2年度については、平年と比較して大きく減少が見られるところとなっております。

また、令和3年度については、前年度の反動により増加したものと考えられており、令和元年度並みの支出額となっております。

次に4ページを御覧ください。

被保険者に対する保険給付費（7割・8割分）の状況でございます。

保険給付費も先程、御説明させていただきました医療費と同様の減少傾向となっておりますが、1人当たりの給付額につきましては、コロナ禍の令和2年度を除き、概ね増加傾向となっております。

1人当たり給付額の増加につきましては、先程も御説明のとおり、診療の頻度などが高くなる傾向のある高齢者率の増加に伴い、上昇しているほか、医療技術の進歩に伴い、診療費自体の上昇も増加の要因となっております。今後もこの傾向が続くことが見込まれております。

恐れ入りますが、資料の5ページ目をお開き願います。

国民健康保険税の賦課徴収状況につきまして御説明させていただきます。

国民健康保険税の調定額及び収入額につきましても、被保険者数の減少に比例して年々減少が続いており、加えて収入未済額も減少傾向となっております。

なお、平成30年度においては、特に滞納整理等の強化を図ったことから、滞納分の収入額も大きくなりましたが、不納欠損額についても、大きな処分額が計上されております。

また、不納欠損額について、令和元年度以降は大きく減少しております。

収納の担当である税務課において、財産調査や差し押さえなども含めた適切な滞納整理を実施いただいた結果、収納率に関しても県内で上位の水準が維持できている状況でございます。

次に6ページを御覧ください。

保険税の1人当たりの調定額等でございますが、白岡市においては、国民健康保険制度が大きく改革された平成30年度の都道府県化の際に課税方式の見直しも含めた税率の引上げを行いましたことから、1人当たりの調定額なども増加しておりますが、以降はコロナ禍の影響なども踏まえ税率については据え置きとしておりますことから、ほぼ横ばいで推移してございます。

なお、埼玉県から毎年示されます「標準税率」に対する白岡市の税率は不足が生じている状況でございますことから、収支の状況等を注視し、財政調整基金も活用しつつ、税率改正等の検討を行っていくことが必要と考えています。

次に新型コロナウイルス感染症の関連ですが、令和2年2月1日以降の納期到来分から遡及して減免対象とできることが国の基準として示されましたことから、白岡市におきましても、国に基準に沿って、令和元年度分から減免を実施しているところでございます。

適用基準については、収入額が前年に比較して30%以上減少した場合となっておりますので、令和2年度は大きな額の減免を行ったものの、令和3年度は対象者が大きく減少しています。

また、減免制度は今年度も継続することが国から示されておりまして、現在対象者からの申請を受付しているところでございます。

次に傷病手当金についてでございます。

国民健康保険事業ではこれまで傷病手当金の支給を行っておりませんでしたが、今般の新型コロナウイルス感染症に対しまして、感染の拡大抑制と被保険者の支援を目的として、会社等にお勤めの被用者に限定されてはおりますが、令和2年度から支給を行うこととなりました。

なお、支給実績は僅かではございますが、令和4年度は7月末現在で6件、169,034円の支給を行っており、現状で感染が再拡大しているところでございますので、今後も支給の相談等が増加するものと見込んでおります。

恐れ入りますが、資料の7ページ目をお開き願います。

決算額の推移につきまして御説明させていただきます。

令和3年度の決算額は、

歳入総額、5,002,144,786円

歳出総額、4,677,871,419円でございます、
歳入歳出差引額は、324,273,367円でございます。

決算額の傾向ですが、先程から御説明を申し上げましたように、被保険者数の減少に比例して、決算額も年々減少傾向となっております。

また、令和2年度の決算額が大きく減少し、令和3年度に増加しておりますが、これも先程説明申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症が影響しているもので、保険給付費等の減少とリバウンドによる増加であると考えております。

資料下のグラフを御覧ください。

資料下のグラフにおきまして、破線と実線の折れ線でそれぞれ、国保税と事業費納付金をお示ししております。両グラフの差が小さくなるほど財政運営は健全な状態ですが、差が大きくなるほど財政運営は厳しくなるものでございます。国保税と事業費納付金については、両者のバランスを注視し、差が大きくならないよう税率の検討等を行ってまいりたいと考えております。

なお、本資料のみ平成29年度からでなく、平成30年度からの経年比較としておりますが、これは、資料にも記載させていただきましたとおり、都道府県化による、予算科目等の大幅な見直しにより、平成29年度と30年度に大きな違いが生じているためでございます。

資料の8ページを御覧ください。

データヘルス計画に基づく保健事業の状況として、白岡市の特定健康診査の受診率の推移と特定保健指導の実施率の推移をまとめたものでございます。

特定健診でございますが、受診率の向上を図るため、自己負担を廃止し無料化したほか、専門的な事業者への委託を行い、適切な受診勧奨を行うなどの施策により、令和元年度までは順調に受診率の向上が図れておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、直近2年度は受診率が減少してございます。

また、特定保健指導に関しては、特定健診の結果により、腹囲その他の数値が一定を超えているかたについては、生活習慣病等の発症リスクが高いことから、生活習慣や食事等の改善をするため、対象者への勧奨を行っておりますが、実施率は目標値を下回っております。

本市のデータヘルス計画におきましては、令和3年度の目標値はそれぞれ、特定健康診査受診率目標52%、特定保健指導の実施率目標45%としておりましたが、乖離が大きな結果となりました。

新型コロナウイルス感染症は今後も受診率等に影響を及ぼすことが予測されますが、今後も受診率等の向上のため効果的な勧奨方法を模索しながら受診勧奨を続けてまいります。

	<p>以上で令和3年度の国民健康保険特別会計決算に関する説明を終了させていただきます。</p> <p>なお、前年度までは、資料1参考に基づき御説明をさせていただきましたが、今年度からは経年比較の資料を作成し、これに基づく説明とさせていただきます。</p> <p>説明は省略させていただきますが、参考資料にも歳入歳出の主要な施策について記載させていただいておりますので、御確認をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
委員	<p>いくつか質問等があります。</p> <p>まず、資料1の作成方法については、昨年来、時系列等を取り入れて見やすくしてはどうかと提言させていただいていたところ、今般の資料は改良され、見やすくなっていることに感謝申し上げます。</p> <p>質問については、大きく3点ほどあります。</p> <p>1点目は資料1の3ページ目（及び4ページ目）となります。</p> <p>3ページ目は医療費総額の推移を表しており、4ページ目は保険給付費の推移を表しています。保険給付費を医療費総額で割り算をすれば、保険給付割合が算出できるので、それぞれの合計について計算してみると、平成29年度が83.1%、平成30年度が83.4%、令和元年度が83.6%、令和2年度が83.9%、令和3年度が84.6%と徐々に保険給付割合は上昇しています。</p> <p>一方、先程の説明でもあったように、6ページ目の1人当たりの収納額については、税率の改正以降あまり変わっていないということから、全体における被保険者の構成は変わっていないということが理解できるように思われます。</p> <p>しかしながら、保険給付割合はどんどん増えています。言い換えれば自己負担割合は減少しており、平成29年度と令和3年度で比較すると1.5%増えています。これを年間の保険給付額に換算すると約6千万円と大きな金額になってきます。</p> <p>この割合の変化について、どのような傾向が表れているのか、こういった傾向や理由について、把握しておくことが必要であると思われしますが、事務局の見解を伺います。</p>
事務局	<p>1点目の御質問にお答えします。</p>

先程、前期高齢者率の割合と70歳以上の方の割合が高くなっていることを御説明しておりますが、保険給付割合については、69歳までは3割負担、70歳以降は（原則として）2割負担となります。（全体の）自己負担割合に関しては、70歳以上の方の構成比率が高くなればなるほど低くなり、その分、市の負担する保険給付割合は高くなってまいりますので、これらの要因であると考えています。

委員

そういう傾向はあると思いますが、それだと断言しても良いのですか。

事務局

主たる要因としては、2割負担の方の割合が増えているという説明で間違いありません。

なお、その他の要因としては、高額療養費の支給額の増加の影響もあると考えています。医療の高度化等に伴い、高額療養費の支給額も増加傾向であり、高額療養費の支給に応じて、自己負担額は減少することから、これらの要因により、自己負担の割合は減少しています。

委員

説明されたように、傾向を調べた上で把握されているのであれば結構です。なお、資料については、傾向などの記載もあると分かりやすくなると思われるので、作成方法については御検討ください。

次に2点目の質問となります。

資料1の5ページ目となります。国民健康保険税の賦課徴収状況の解説欄に記載のある、「決算監査」についてですが、どのような体制で行われているのか教えてください。また、ここ数年における決算監査でのコメントなどがありましたら併せて教えてください。

事務局

2点目の御質問にお答えします。

まず、決算監査の体制でございますが、監査委員2名で組織されています。委員については、1名は現職の議員で、もう1名は元金融機関の出身者の2名での構成となっています（地方自治法に議員と識見を有する者から各1名とする規定があります）。

監査に関しては、（税務課の）担当課長の他、担当主査・主幹で対応しており、監査委員からの質問等に対する受け答えを行っております。

直近のコメント等につきまして、特に滞納繰越に係るものについてですが、今年度だけでなく、以前から「滞納してしまうと納付が難しくなること」から、現年度の課税に関して、滞納とならないよう如何に収納を進めていくかに力点を置いて収納対策を行うよう御指示をいただいておりますので、担当課でも現年度の収納に力を入れています。

委員	<p>今説明のあった監査委員からの指摘は、去年の指摘ですか、今年の指摘ですか。</p>
事務局	<p>指摘に関しては、同様の指摘を概ね毎年いただいております。</p> <p>更に、滞納者に関してはその他の税目も含めて、「生活等が困窮・ひっ迫しているなど支払いが困難な方については、本人の面談や預金調査等の実態調査を実施し、収納が不可能であると認められるときは、速やかに不納欠損等の処分を進めていくように」との御指示もいただいております。</p>
委員	<p>収納率の向上のためには、現年度分の確実な徴収が大切であるのは分かりますが、それと共に、不納欠損額を最小限にしていき、どれだけゼロに近づけられるかとの2本立てであると考えています。</p> <p>なお、現年度の収納率を上げることに關しての關連する質問ですが、収納が遅れた場合の延滞税について、この延滞税がどれ位収納されているのか教えてください。</p> <p>決算書（資料）への記載などはありますか。</p>
事務局	<p>お配りしております、資料1参考を御覧ください。</p> <p>表紙を1枚めくっていただきますと、令和3年度の歳入・歳出決算書として、歳入の一覧がありますが、この中の、7款諸収入の欄に延滞金（税）の収入等に関する記載がございます。令和3年度につきましては、7, 6.57, 396円を延滞金として収入しております。</p>
委員	<p>分かりました。延滞金等に関しては、職員が努力して確実な収納を行っている訳ですから、延滞金の収納状況についても、資料1の時系列の資料に加えてはいかがでしょうか。</p> <p>次に、不納欠損額に關してですが、色々な事情により収納を諦めたものと聞いています。年々欠損額が減少していることは分かりますが、（直近）5年間の累計では約2億円が損なわれていることとなります。</p> <p>未収納の税金に關しては、欠損等にならないよう、差し押さえ等も行っているとのことですが、その額は毎年どの程度あるのでしょうか。</p>
事務局	<p>本日、持参している令和3年度の資料に基づき御説明させていただきます。</p> <p>国民健康保険税で差し押さえた金額ですが6, 566, 525円でございます。件数は47件です。件数の内訳ですが給与が27件、次に</p>

委員	<p>多いのが預金で17件、年金が2件で生命保険が1件でございます。</p> <p>差し押さえを行った金額は、資料の収入額にも反映されているということが良いですか。</p>
事務局	<p>御指摘のとおり、反映されています。</p>
委員	<p>先程の延滞税と同様、差し押さえ等による収納も職員が努力した結果であり、こういった取組みを行っていることも指標の一部となることから、資料に加えてはいかがですか。</p>
事務局	<p>御意見ありがとうございます。御指摘の件につきましては、次回以降の資料作成に生かさせていただきたいと存じます。</p>
委員	<p>3点目の質問ですが、今般の資料と関連しませんが、被保険者証の送付方法に関してとなります。</p> <p>去年と今年の被保険者証について、世帯主と家族の分が別々に世帯主宛てで送付されてきました。個人情報等の観点から別々に送付を行うのであれば、宛名はそれぞれの氏名で送付すべきであると思われるし、世帯ごとが良いのであれば、人数分を1通でまとめて送付すれば良いのではないかと思われるがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>御指摘のとおり、以前は1世帯に1通として送付を行っておりましたが、手作業による封入に時間を要する他、封入に誤りがないかの確認及び1通ごとの重さが異なることから、個々に計量が必要となるなど多くの作業時間を要しておりました。</p> <p>なお、2年前から（埼玉県の指導による）被保険者証と高齢受給者証の一体化に伴い、被保険者証の更新時期が2か月前倒し（10月1日～9月31日が8月1日～7月31日）となったことに伴い、国民健康保険税納税通知書の発送と事務処理の時期が重なったことから、作業時間短縮のため、機械化封入を導入することとしましたが、機械化封入の実施に際し、世帯ごとに名寄せを行う従来の方法では対応できないことから、送付方法を世帯ごとから被保険者ごとに見直すこととしたものです。これに伴い、郵送料としては従来よりも大きくなりますが、作業時間の大幅な短縮が図れる他、人件費の圧縮と、誤発送の防止などのメリットも見込めることから、現状では、この方法が適切であるとの判断により行わせていただいております。</p> <p>但し、送付の際の宛名を各個人宛てとすべきという指摘につきまして</p>

委員	<p>は、課題であると認識しておりますので、システム改修等の費用も含めて検討させていただきたいと思います。</p> <p>保険年金課としては、今の説明で問題ありませんか。なければ詳細については、後程お聞きしたいと思いますのでこれで結構です。</p>
委員	<p>先程の質問に関連してお聞きします。</p> <p>当市の監査（決算）に関しては、アウトソーシング（外部法人等に委託）していたと記憶していますが現状はどうなのでしょう。</p> <p>また、介護分（介護保険料）の徴収に関してですが、税に関しては介護を含めて色々あると思いますが、国保税以外の税目については、どのような取組みを行っているのか確認させてください。</p>
事務局	<p>まず、監査についてですが、市の総務課で担当しておりますので、詳細に関しては総務課に確認の後、改めて御回答をさせていただきたいと思います。</p> <p>現状で把握している限りで御説明させていただきますと、監査は、毎月の例月出納検査と年1回の決算に関する監査がございます。監査の際は資料のほか、伝票等も含めて審査や御質問をいただき、担当から説明等をさせていただくこととしております。</p>
委員	<p>監査については、次回の会議の際に教えていただければ結構です。</p>
事務局	<p>次に、滞納対策等について説明させていただきます。</p> <p>税務課では、国民健康保険税のほか、市県民税・法人市民税、固定資産税、軽自動車税及びたばこ税等について総合的な収納対策を行っております。なお、御質問いただきました介護保険料につきましては、税ではないことから、高齢介護課で別途対応させていただいております。</p>
議長（会長）	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>これより「令和3年度 白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>御異議なしと認めます。</p>

事務局

よって本件は、原案どおり適当と認め、答申することに決しました。

次に、「(2) その他」の議題に入らせていただきます。

「令和4年度 白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について」事務局から説明を求めます。

それでは、報告事項である「令和4年度白岡市国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）（案）」につきまして、御説明を申し上げます。資料2の2ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億594万7千円を追加し、予算総額をそれぞれ46億4,821万5千円とするものでございます。

はじめに、歳出について説明させていただきますので、4ページの上段をご覧ください。

3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、国保事業の広域化（都道府県化）に伴い、主体となる埼玉県が各市町村に療養費等を交付するための費用に充てるため、白岡市に割り当てられた負担金となります。

補正内容ですが、埼玉県から提示される試算額等について、予算編成時の試算額（いわゆる秋の試算の際の額）と、本算定における確定額の総額には変更はなかったものの、内訳（医療分・後期高齢者支援分・介護分）に変更が生じたことから、確定額に合わせて修正を行うこととしております。なお、端数処理の関係から予算上はマイナス千円となっております。

次に、9款 諸支出金につきましては、国民健康保険税に過誤の徴収があった場合の被保険者への還付金や国や県からいただいた補助金等に剰余金が生じた場合の返還金等でございます。

今般の補正ですが、療養費等の保険給付費として令和3年度に埼玉県からいただいておりました交付金と実際の保険給付費の実績報告の結果、交付金が超過交付となりましたことから、返還金等について補正を行うこととしております。

10款 予備費につきましては、不測の事態に備えるため、保険給付費の1か月分を参考に増額を行わせていただくものでございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

資料の3ページにお戻り願います。

5款 繰入金につきましては、基金繰入金を減額するものでございます。

当初予算編成時には、歳出額に対する歳入額の不足を補うため財政調整基金からの繰入金を計上しておりましたが、次に説明させていただきます

	<p>ます「繰越金」の増額がありましたことから、これを減額するものでございます。</p> <p>なお、額の変更はありませんが、2月の運営協議会で説明させていただきました、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の2分の1の軽減に係る国等からの補填分の繰り入れにつきまして、予算編成後に国から、「未就学児均等割保険税繰入金」という予算科目が示されましたことから、歳入科目の付け替えを行う予定でございます。</p> <p>6款 繰越金につきましては、令和3年度の決算により繰越金額が、3億2,427万3,367円となりましたので、当初予算で見込んだ繰越金との差額3億1,427万3,367円を増額するものでございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p>
議長（会長）	<p>続いて、国民健康保険税の関連として、2点目の「国民健康保険税条例一部改正の専決処分について」及び3点目の「国民健康保険税の減免について」、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、資料3と資料4について、御説明いたします。</p> <p>まず、「令和4年第2回白岡市議会定例会における白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」御説明いたしますので、恐れ入りますが、資料3を御覧ください。</p> <p>今年2月開催の国民健康保険運営協議会におきましても、御説明させていただいておりますが、「令和4年度税制改正の大綱」により、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げる地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日に施行されたことに合わせまして、緊急に国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法の規定に基づき、当該条例を専決処分し、令和4年第2回白岡市議会定例会におきまして承認を得たものでございます。</p> <p>改正の主な内容でございますが、4ページの「2 改正の概要」を御覧ください。</p> <p>賦課限度額を地方税法施行令で定められた額と同額としたものでございまして、基礎課税分（医療分）に係る賦課限度額を、63万円から65万円に、後期高齢者支援金等分に係る賦課限度額を、19万円から20万円に改正したものでございます。これによりまして、基礎課税分</p>

(医療分)、後期高齢者支援金等分及び今回改正のない介護納付金分を合わせた賦課限度額の合計は、99万円から102万円になったものがございます。

なお、この専決処分によりまして、当市の賦課限度額は、埼玉県が策定いたしました「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、法定どおり対応しているところでございます。

資料3の説明は以上でございます。

ありがとうございました。

引き続き、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免等」について御説明を申し上げますので、恐れ入りますが、資料4を御覧ください。

白岡市では、令和2年度及び令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免を実施することといたしました。

そのため、減免の対象者や基準などの詳細を定めた取扱要領を資料4のとおり策定いたしました。

減免の対象となる世帯や減免額は、1ページの「第2」のとおりでございます。収入の減少が見込まれるなどの対象となる世帯の国民健康保険税の一部又は全部を減免するものでございます。

具体的な基準等について、令和2年度及び令和3年度からの変更点はありませんが、世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により死亡又は重篤な傷病を負った世帯、又は世帯主の事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること、前年の合計所得が1,000万円以下であること、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得が400万円以下であること、これら全てに該当する世帯が対象となります。

また、減免割合につきましては、3ページの別表1のとおりでございます。世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額によって決定されるものであります。

国民健康保険税の減免につきましては、対象となる被保険者等からの申請が必要となりますので、先月、発送いたしました令和4年度国民健康保険税納税通知書に案内チラシを同封するなど、制度の周知を行い、納税通知書の到達後から申請受付を行っているところでございます。

昨年度と比較して異なる点でございますが、令和2年度及び令和3年度は減免総額の全額が国からの特別調整交付金等で補填されたのに対しまして、今年度は、国からの補填が減少し、県からの交付金が交付される予定でございます。最大で減免総額の10分の6程度の市の財政負担

<p>議長（会長）</p>	<p>が生じる見込みでございますが、この市負担分の財源については、令和3年度からの繰越金などの自主財源で対応して参りたいと考えております。</p> <p>なお、現在、全国知事会が国に対して、令和4年度も引き続き国による全額の財政支援を継続するよう要望しているところでございますので、今後の動向を注視して参りたいと考えております。</p> <p>資料4の説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>続いて、4点目の「データヘルス計画に基づく保健事業の状況について」、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料5 データヘルス計画に基づく保健事業の令和3年度の状況について、御報告いたします。</p> <p>まず、データヘルス計画について御説明しますと、データヘルス計画は、国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防、健康寿命の延伸のため、レセプトデータや健診データを活用し、地域の特性に応じた効果的な保健事業を実施することを目的に作られており、特定健診の受診率の向上や、医療費の適正化を目標に掲げているもので、第2期計画の期間は、平成30年度から令和5年度までです。</p> <p>昨年度の運営協議会において、データヘルス計画中間評価について御報告しており、今年度は進捗状況、主に令和3年度の保健事業について御報告いたします。</p> <p>(1)のデータヘルス計画の優先順位1の目標「特定健康診査・特定保健指導の受診率向上」につきまして、特定健診受診率は、全国に法定報告値として公表されており、人間ドックや事業主健診など特定健診に値するデータを含めて特定健診として結果が報告できるもので、実施年度の翌年12月頃に法定報告値が確定されます。</p> <p>先程、令和3年度決算の説明において、特定健診受診率等の説明がありましたとおり、令和2年度法定報告値では、特定健診受診率、特定保健指導実施率は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年度より低下しております。</p> <p>令和3年度の特定健診受診率の法定報告値はまだ確定していませんが、7月28日現在の県からの速報値では40.2%と前年度に比べて</p>

上昇がみられています。

資料中ほどの〈関連する保健事業〉の欄の下にありますように、過去の受診履歴から分析したタイプ別の未受診者受診勧奨の通知や、SMS配信による案内など、毎年内容を見直しながら実施し、受診率の向上を図っております。

裏面を御覧ください。

(2) のデータヘルス計画の優先順位2の目標「生活習慣病の重症化予防」については、人工透析患者の割合と、内臓脂肪症候群・予備群、いわゆるメタボリックシンドローム該当者の割合を指標とし評価しています。

糖尿病は悪化するとあらゆる合併症を引き起こし、人工透析に至ると本人の心身への負担も大きく、高額な医療費がかかります。

そのため、県と共同で糖尿病性腎症重症化予防対策事業を展開しており、人工透析患者の割合は令和3年度で被保険者に対し0.44%、43人で、令和2年度から少し増加（社会保険を離脱し新たに国保に加入した方）しています。

内臓脂肪症候群・予備群の割合については、まだ令和3年度の国保データベース上の結果集計がされていない状況ですが、特定保健指導を利用する方が増えることで生活習慣が改善される方も増えるよう、特定保健指導の実施期間の延長やICT（情報通信技術）を活用した支援を検討しています。

(3) のデータヘルス計画の優先順位3の目標「健康意識・医療費への関心の向上」については、ジェネリック医薬品数量シェアの割合を指標とし、令和3年度は77.3%でした。ジェネリック医薬品使用による効果額は令和4年1月時点で約350,000円となっており、医療費の適正化に寄与できることから、更に目標値の80%に近づけるよう啓発等を行っていきます。

また、適正な医療受診・服薬についての理解と意識の啓発を促すため、令和3年度から、重複服薬・多剤投与者に対する個別通知を行い、医療費の適正化を図っております。

今後とも、被保険者の皆さまの健康維持のため、特定健診の推進、受診率向上に向けて、また、医療費の適正化に向けて御協力くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、データヘルス計画に基づく保健事業の状況についての説明とさせていただきます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

<p>司会（課長）</p>	<p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、委員の皆様には御理解くださるよう、よろしくお願いします。</p> <p>これ以外で何かございますか。</p> <p>それでは、特にないようですので以上で本日の議事は終了とさせていただきます。委員の皆様のご協力によりまして、議事を無事終了することができました。御協力に感謝を申し上げまして、議長の役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>佐々木会長ありがとうございました。</p> <p>また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会といたします。本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。</p>
---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 8 月 25 日

（議長（委員長・会長）その他これに準ずる者の署名）

会 長

佐々木 操

